

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する
知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

7. インド

(1) 産業政策の概況

インド政府は、2014年5月に就任したナレンドラ・モディ首相は、行政改革、雇用促進等を旗印に掲げ、経済改革を積極的に推進している。デジタルインド¹¹⁶、メイクインインド¹¹⁸、スマート・インド¹¹⁹、スタートアップインド¹²⁰等、様々な施策を打ち出している。

インド商工省傘下の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion; DIPP) は2017年8月に「産業政策に関するディスカッションペーパー¹²¹」を発表した。同ペーパーは、1991年の産業政策を振り返り、現状の課題を整理しつつ、将来の産業政策の在り方について述べるものであり、将来の産業政策については、①明確なビジョン、戦略的目標と意思を示すべきもの、②世界においてインドブランドを確立するもの、③産業競争力強化に資するもの、④雇用創出をもたらすもの、⑤持続可能で責任ある工業化を確保すべきもの、⑥技術の応用とイノベーションのエコシステムを確立すべきものであるとしている。同ディスカッションペーパーには、長期・中期の達成事項も示されており、パブリックコメントを求めるものであった。同ディスカッションペーパーに基づき、2017年10月には、統一進歩同盟 (UPA) 政権時の2011年に発表された国家工業政策 (NMP) に代わる新産業政策が発表される予定であるとされていたが、未だ公表はなされていない (2018年1月時点)。

¹¹⁶ Ministry of Electronics & Information Technology, Digital India, <http://www.digitalindia.gov.in/> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹¹⁷ 藍沢志津「モディ政権における「デジタルインド計画」について」ITU ジャーナル Vol. 45 No. 7 (2015, 7) https://www.ituaj.jp/wp-content/uploads/2015/06/2015_07-19-kaigai.pdf [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹¹⁸ Make in India, <http://www.makeinindia.com/home> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹¹⁹ Ministry of Human Resource Deployment, <https://www.mygov.in/task/smart-india-hackathon-2018/> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹²⁰ Ministry of Commerce and Industry, Startup India, <https://startupindia.gov.in/> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹²¹ Department of Industrial Policy & Promotion, Government of India, Industrial Policy – 2017, A Discussion Paper, http://dipp.nic.in/sites/default/files/Industrial_policy_2017_DP.pdf [最終アクセス日; 2018年1月27日]

(2) スタートアップをめぐる概況と政策

(i) スタートアップ概況¹²²

インドには大規模なスタートアップ・エコシステムが存在している。資金調達額で見ると、米国が年間約 7 兆円、中国が米国の 6~7 割程度である。インドは 2017 年の着地でスタートアップが VC などから調達した額の総額が約 1.5 兆円であり、米国、中国に次ぐ世界第 3 位、日本の 5 倍程度である。ソフトウェアの産業団体 NASSCOM (ナスコム)¹²³が公表しているスタートアップの数は 7,000 であり、これは米国、イギリスに次ぐ世界 3 位である。

インドのスタートアップは「国内市場向けのサービス産業」と「グローバル市場向けのテクノロジー系」に大別できる。現在は国内市場の急成長を受け、前者のプレゼンスが大きく、上位 3 社でインドのスタートアップ全体の資金調達額の半分以上を、上位 10 社で全体の 7 割となる 1 兆円強を占める。

後者の「テクノロジー系」は、デバイス・半導体分野のグローバル企業がインドに拠点を作ることにより有力なプログラマーやエンジニア、サイエンティストが実証実験などを実施、知的財産が多く関わる場所となっている。

(ii) スタートアップ政策

■ スタートアップインド (Startup India)

モディ首相は、2015 年 8 月 15 日の独立記念日にインド発のベンチャー企業育成構想を発表し、2016 年 1 月にはその構想を具体化したスタートアップインド (Startup India) のアクションプラン¹²⁴を打ち出した。同アクションプランは、ベンチャー企業の起業を後押しするとともに、経済成長や雇用確保につながる方針の下、①簡素化と業務支援、②資金支援とインセンティブ、および③産学連携とインキュベーションの 3 つの柱から成っており、知的財産専門家派遣の費用負担を含む政府による施策も強化されている。発表されたアクションプランでは、今後 4 年で総額 1,000 億 INR の基金を設立すること、3 年間の法人所得税免除、許認可の簡素化、特許審査の迅速化等が盛り込まれている。さらに、ベンチャー企業における特許料の 80%減免、労働及び環境関連法の改正による一部自己申告制度

¹²² リブライツパートナーズ (Rebright Partners Pte Ltd) 代表取締役蛭原健氏に対するヒアリング調査結果 (2017 年 10 月 12 日於シンガポール、12 月 27 日於東京)。

シンガポール法人である同社は、インド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイといった ASEAN を中心とした市場に投資を行う VC。投資活動を通じて得られる知見やネットワークを通じて日本企業のアジア進出も支援している。出資者の 100%は日本の企業である。投資先の分野は、E コマースや SNS などのインターネットサービスから IoT や半導体などのコアテックも含め IT 全般。投資ステージはシードステージからアーリーステージとなっており、アーリーステージの中でも「シリーズ A」と呼ばれる初期の段階をターゲットとしている。シンガポール、東京およびインドの 3 拠点を持つ。

¹²³ National Association of Software and Services Companies (全国ソフトウェア・サービス企業協会) の略で、インドの主要 IT 関連企業が加盟している。

¹²⁴ Department of Industrial Policy & Promotion, Government of India, "Startup India Action Plan" 16th January 2016, [https://www.startupindia.gov.in/pdf/file.php?title=Startup India Action Plan&type=Action&q=Action Plan.pdf&content_type=Action&submenupoint=action](https://www.startupindia.gov.in/pdf/file.php?title=Startup%20India%20Action%20Plan&type=Action&q=Action%20Plan.pdf&content_type=Action&submenupoint=action) [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

導入等の方向性が示された¹²⁵。

政府によるオンラインプラットフォームである「スタートアップインディアハブ¹²⁶」が2017年6月より形成されている。

■スタートアップの定義

スタートアップインディアは、スタートアップが登録¹²⁷を行うことで、スタートアップとして認定され、知的財産支援を含む政府等からのサービスを受けることができる。

スタートアップインディア開始後のスタートアップの定義は、「2016年2月17日付通達 (Notification No. G.S.R. 180(E)) により、設立5年以内、年間売上が25,000万ルピー以下、技術または知的財産による新たな製品、プロセスまたはサービスに向けたイノベーション、開発、展開または商業化を行う企業¹²⁸」とされた。

その後、2017年5月23日付通達 (Notification No. G.S.R. 501 (E)) により、スタートアップの定義が変更され、「インドにおける企業またはパートナーシップまたは有限パートナーシップとして登録され、設立7年以内 (バイオテックの場合には10年以内)、年間売上が25,000万ルピー以下、製品、プロセスまたはサービスのイノベーション、開発または向上に向けて業務を行い、または雇用創出または富の創造の高い可能性を持つ拡張可能なビジネスモデルの場合¹²⁹」とされた。

■メイクインインディア

メイクインインディアでは、IoTによって1.5兆円産業の創出を目指すべく、製造業の固定資産の国内における形成を促進している。この政策の下、シード期のスタートアップが集まるコワーキングスペースを全インド5箇所程度に開設し、簡単な機材や3Dプリンターなどを配備している¹³⁰。このうち、カルナータカ州ではソフトウェアの産業団体NASSCOM (ナスコム)¹³¹が拠点運営を担っているが予算は半官半民である。パートナーシップ制度があり、グローバルの大手企業が協賛金を出資し、シード期の技術やスタートアップに注目している。

なお、メイクアップインディアを促進するために知的財産が重要だとの認識から、イン

¹²⁵総務省「平成28年版 情報通信白書」p.418, (2016年)

¹²⁶ Startupindia, <https://www.startupindiahub.org.in/content/sih/en/home-page.html#> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹²⁷ Startup Recognition, <https://www.startupindia.gov.in/startup-recognition.php> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹²⁸ Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, <http://dipp.nic.in/sites/default/files/ru1159.pdf> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹²⁹ Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy and Promotion, Notification, 23rd May, 2017, <http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/176201.pdf> [最終アクセス日; 2018年1月27日]

¹³⁰ リブライツパートナーズ (Rebright Partners Pte Ltd) 代表取締役蛭原健氏に対するヒアリング調査結果 (2017年12月27日於東京)。

¹³¹ National Association of Software and Services Companies (全国ソフトウェア・サービス企業協会) の略で、インドの主要 IT 関連企業が加盟している。

ド政府商工省政策促進局（DIPP）は「メイクアップインディアを推進する知的財産イニシアチブ（Intellectual Property Initiatives to Drive Make in India）¹³²」が発表され、行政の近代化、人材育成、アクセスの容易化（オンライン申請、支払いのゲートウェイ、10%の申請料減免）、情報の透明性と普及、マイクロ・中小企業の申請料の割引、マドリッド議定書の活用、国際的な調査当局、知財啓発プログラム等を打ち出した。

（3）知的財産をめぐる概況と政策

（i）知的財産に関するスタートアップおよび投資家等の意識や知見

テクノロジー系スタートアップの知的財産に対する意識は高く、特許の保有がVCからの資金調達に際して差異化要因となることが認識されている。特許出願書類の準備や手続きについての経験も有している。インドで大学を卒業し、米国の大学院を修了、米国企業勤務を経て起業といった経歴のスタートアップが多く、前職で知的財産の知識が得られる。米国とシームレスにつながっているのもこうした経歴の人材が多いためである。

投資家の知的財産に対する意識も高い。投資のステージにより、特許出願前の取得可能性ないし特許取得後のスタンスを見ることになる。

資金力に乏しいスタートアップにとって知財申請にあたり弁護士費用の負担は困難であることから、自らコアな知財を取得して資金調達を行っている。

（ii）知的財産政策

以下はインドにおける代表的な政府機関の知的財産政策である。

■インド政府商工省政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion; DIPP）

インド政府商工省政策促進局（DIPP）は2016年5月12日、国家知的財産権政策（National Intellectual Property Rights Policy）¹³³を発表した。同政策は、知的財産の周知や創造の促進のみならず、商業化や執行の面でも実効性あるエコシステムを構築することを目指す¹³⁴ものであり、2014年10月に同局が設置した6名の有識者によるIPR Think Tank¹³⁵が起案にあたってきた。同政策は、7つの目的として、①アウトリーチとプロモーションによる知的財産

¹³² Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, Intellectual Property Initiatives to Drive Make in India http://dipp.nic.in/sites/default/files/press_release_IPR_In_India_13072015_0.pdf [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹³³ Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, National Intellectual Property Rights Policy, 12th May 2016, <http://www.indianembassyalgiers.org/docs/National%20IPR%20Policy.pdf> [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹³⁴ Id., Message from Secretary.

¹³⁵ Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, Press Release, dated 22nd October, 2014, http://dipp.nic.in/sites/default/files/ipr_PressRelease_24October2014_0.pdf [最終アクセス日；2018年1月27日]

権の周知、②知的財産権の創造、③法的枠組み、④行政と管理の近代化・強化、⑤知的財産権の商業化、⑥執行と審判メカニズムの強化による違反人の撲滅、および、⑦人材開発を掲げている。

このうち、スタートアップに関して言及があるのは、①周知、②創造、および⑤商業化においてであり、いずれもマイクロ・中小企業と併記しているが、たとえば、商業化に関して「インドの投資家、マイクロ・中小企業およびスタートアップに対して、知的財産の取得および商業化を他国においても実施するようインセンティブを用いる¹³⁶」とした。また、特にスタートアップについてのみ、「知財信用に基づき、スタートアップを支援するために効果的で単純な信用スキームを構築する¹³⁷」ことが示された。また、同局に知的財産資産の促進、創造および商業化を担当する IPR 促進マネジメント部 (Cell for IPR Promotion Management; CIPAM) を設置することとした。

CIPAM の活動の一例として、同部は、2018 年 1 月 15 日、ASSOCHAM および ERICSSON India との連携の下、大学生のための IPPrism という IP コンペティションを開始することを発表した¹³⁸。同コンペティションでは、大学生に対し、①知的財産侵害品・模倣品に関する動画、および、②知的財産に関するモバイル・アプリを 3 月末まで募集し、若年層の啓発の一助とする目的であるとしている。

■特許意匠商標総局 (Office of the Comptroller General of Patents Designs and Trademarks; CGPDTM)

インド政府において一義的に知的財産を所掌するのは商工省工業政策推進局傘下の特許意匠商標総局 (CGPDTM)¹³⁹である。

同総局は 2016 年 4 月より「スタートアップの知的財産保護促進のスキーム (Scheme for Facilitating Startups Intellectual Property Protection; SIPP)¹⁴⁰」を構築し、スタートアップインディアの枠組みの中で支援を提供している。当初はパイロットプロジェクトとしてスタートアップインディアの開始後 1 年間の予定で行われたが、期限を迎えた 2017 年 4 月より 3 カ年延長され、2020 年 3 月末まで実施することとなった¹⁴¹。

¹³⁶ Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, National Intellectual Property Rights Policy, 12th May 2016, p.20, <http://www.indianembassyalgiers.org/docs/National%20IPR%20Policy.pdf> [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

¹³⁷ Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Industrial Policy & Promotion, National Intellectual Property Rights Policy, 12th May 2016, p.15, <http://www.indianembassyalgiers.org/docs/National%20IPR%20Policy.pdf> [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

¹³⁸ Press Information Bureau, government of India, CIPAM-DIPP launches IP competition for college & university students, New Delhi, January 15th, 2018, http://dipp.nic.in/sites/default/files/IPPrism_PreeeRelease_15January2018.pdf [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

¹³⁹ <http://www.ipindia.nic.in/> [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

¹⁴⁰ Scheme for Facilitating Start-Ups Intellectual Property Protection, http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/255_1_1statupUps_Scheme_05May2016.pdf [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

¹⁴¹ Scheme for Facilitating Start-Ups Intellectual Property Protection (SIPP) is further extended for a period of three years with effect from 01.04.2017 to 31.03.2020,

同スキームは、スタートアップが知的財産の申請にあたり、登録された専門家による支援をコスト負担なく受けられるものである。同スキームの適用対象となるスタートアップは、2016年2月17日の公示に掲載された通達 GSR180(E)説明5による定義に合致するスタートアップである。当初は省庁間会議が発行するスタートアップ証明書の提出が求められていたが、その後、提出が不要となった¹⁴²。

同スキームの下、スタートアップに対して特許、意匠および商標の登録支援を行う数100人の専門家 (facilitator) のリストが併せて作成された。2016年6月に公表されたガイドラインに基づき、政府が専門家に対して人件費を支払い、専門家はスタートアップにはコスト負担を求めてはならないこととなっていた。しかしながら、専門家が不当にスタートアップに対して支払いを求めるケースが多発したことから、CGPDTMは2017年3月に、これを警告する公示¹⁴³を発表している。

スタートアップは申請料を支払うが、専門家のフィーは政府が補助する。なお、申請料は、個人、スタートアップまたは小規模企業の場合には、その他の企業の半額に設定されている。

■ インド電子情報技術省 (Ministry of Electronics and Information Technology; MeitY)

インド電子情報技術省 (MeitY) は、2014年12月から2019年11月末まで、「電子情報技術の国際特許保護支援 (Support for International Patent Protection in Electronic & Information Technology; SIP-EIT) スキーム¹⁴⁴」の下、マイクロ・中小企業および技術スタートアップに対し、国際特許出願の支援を実施している。支援の対象は、2006年マイクロ・中小企業開発法 (および同改正法) の定義に合致するマイクロ・中小企業、ならびに、「技術インキュベーション企業またはスタートアップであり、インキュベーションセンターまたはインキュベーションパークに入居し、企業として登録されているスタートアップ」である。

発明1件あたり、150万ルピーまたは特許出願に係る費用の50%のいずれか低い額を補助する。同費用は、申請料のみならず、審査費用や弁護士費用等も対象とし、さらに、PCT出願費用も対象とすることが説明書類¹⁴⁵に明記されている。

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/323_1_Scheme_for_facilitating_start-ups.pdf [最終アクセス日 ; 2018年1月27日]

¹⁴² SIPP scheme updated - Definition of Startup revised and Requirement of Startup Certification of Inter-ministerial Board deleted, http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/255_1_1startupUps_Scheme_05May2016.pdf

¹⁴³ Office of the Comptroller General of Patents Designs and Trademarks, Public Notice (SIPP-Facilitator), Dated: 17.03.2017,

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/315_1_public-notice-dated-17.03.2017-SIPP_facilitators.pdf [最終アクセス日 ; 2018年1月27日]

¹⁴⁴ Ministry of Communications and Information Technology, Support for International Patent Protection in Electronic & Information Technology, <http://www.ict-ipr.in/sipeit/SIPEITForm> [最終アクセス日 ; 2018年1月27日]

¹⁴⁵ Innovation and IPR Division, R&D in Electronics Group, Ministry of Communications and Information Technology, Department of Electronics & Information Technology, “Support for International Patent Protection in Electronic and IT, A Scheme to Provide Financial Support for International Patent Protection by MSMEs and Technology Startup Units”, <http://www.ict-ipr.in/sipeit/login> [最終アクセス日 ; 2018年2月28日]

また、「電子・情報技術分野における知的財産権周知ワークショップ・セミナー支援スキーム (Scheme to Support IPR Awareness Workshops/Seminars) ¹⁴⁶」の下、ワークショップやセミナーの開催にあたり、教育機関には 20 万ルピー、産業団体には 30 万ルピーといった資金援助を行っている。

¹⁴⁶ Ministry of Communications and Information Technology, Scheme to Support IPR Awareness Workshops/Seminars, <http://www.ict-ipr.in/sipeit/IPRForm> [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 27 日]

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-6501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1021

FAX 03-6733-1029

URL [http:// www.murc.jp](http://www.murc.jp)

E-mail info-chizai@murc.jp